

【出生】令和2年度
 年間出生数： 2801人
 養育医療申請件数： 73人
 低出生体重児数： 人

【医療機関】
 *「発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」(沖縄県発達障害者支援センター)

【乳幼児健康診査】 令和2年度

R2	年間実施回数	精神発達障害有所見率	保健相談要経過観察率	スクリーニング
乳児	5	0.5%	0.1%	問診スクリーニング(小児保健協会作成の問診票)/保健師判断/医師判断/心理士判断
1歳児	36	6.9%	12.5%	保護者の訴え/会場での観察/課題の実施
3歳児	41	2.1%	6.7%	

【子育て支援サービス】
 ◆子育て支援センター：
 一般型 9ヶ所
 連携型 8ヶ所
 気になる子のフォローの場としての利用：あり
 <その他子育て支援サービス>
 ・ファミリーサポートセンター・育児支援家庭訪問事業(子育て応援課)・一時預かり保育事業・らららステーション(こどもみらい課)

【個別発達相談】 令和2年度
 年間回数： 48件/年 延べ 47件/年
 担当職種： 心理士・公認心理師

【未受診者対策】
 電話・はがきでの再通知/保健師による訪問動員/母子保健推進員等による訪問動員/その他
 【市町村独自の取り組み】
 2歳児歯科健診の問診票に、発達に関する項目を入れており、必要に応じて現場の保健師が発達相談に応じ、必要時地区保健師や事後フォロー保健師につなぎ発達をフォローしている。

【親の会等】
 *「発達障がい者に関する親の会・当事者団体等リスト」(沖縄県発達障害者支援センター)参照

【療育グループ】

グループ名	かに	くじら
対象児(年齢)	2歳	3歳
開催日時	毎週火曜日 9:00~10:30	毎週木曜日 9:00~10:30
定員	38組 (R2実績)	38組 (R2実績)
実施場所	那覇市子ども発達支援センター	那覇市子ども発達支援センター
スタッフ体制	保育士4人：教室の進行 相談員1人、心理士1人、PT1人、OT1人、ST1人：教室内で子どもの姿を共有しながら各専門分野の相談を行っている。	

【健診後フォロー教室】

グループ名	こあら	ぼんだ
対象児(年齢)	概ね2歳児	概ね2歳児
開催日時	第1水曜	第3水曜
定員		
実施場所	那覇市保健所	那覇市保健所
スタッフ体制	担当保健師 1名~6名(参加人数に応じて変動あり) 保育士 2人(地域保健課会計年度職員1人・こども教育保育課1人) 心理士1人(こども発達支援センター) 言語聴覚士1人(こども発達支援センター) 母子保健推進員1人	

【移行支援】
 集団での様子を保護者へ返ししながら、各専門職からいんな目線で助言を行うことで、個別相談では共有できない姿を確認した上で次の支援へつなぐことができる。

【移行支援】
 担当保健師が教室案内から教室終了後まで継続してフォローし、保護者の不安軽減に努めている。
 こども発達支援センターの職員(心理士・言語聴覚士)が教室に参加し、顔つなぎすることで、こども発達支援センターへ移行した際の保護者の不安軽減につながる。

【相談支援事業所】 指定障害児相談支援事業所 30ヶ所
 【療育の利用に当たり必要な手続き】
 医師の診断書：求める場合がある。下記に該当する書類所持しない場合
 診断書以外：特別児童手当/障害者手帳(療育・精神)/その他那覇市子ども発達支援センターの意見書

【療育】

児童福祉法による障害児通所支援	それ以外の通所支援
児童発達支援 医療型児童発達支援 親子通園 単独通園	親子通園 単独通園 その他
50ヶ所 1ヶ所 9ヶ所	ヶ所 ヶ所 ヶ所

【自治体の実施する取り組みや研修】
 視覚支援や環境の構造、親子通園を通して発達段階に応じた丁寧な支援を心理士・PT/OT等各専門職と一緒に進めている。通園保護者向け研修会も行っている。

【気になる子がいた場合に紹介できる支援機関】
 あり
 主な機関名：
 【幼児教育・保育施設での独自の取り組み】

【療育機関と保育所・園の併行利用】
 ①公立 67人 ②認可 人
 ③小規模認可園 人
 ④認定こども園 人
 ⑤認可外 人 ⑥幼稚園 人

【移行支援】
 毎年、3月に就園予定先へ向向き、情報提供など引継ぎを行っている。(日程調整は2月に行っている)可能であれば、計画相談支援員も同席してもらい、顔合わせを行っている。
 保護者へはえいぶるノートを活用を進めている。(センターで、えいぶるノートについて説明を行い、実際に記入しやすいところからワークをすることで、保護者も活用しやすくなる)

【保育所】※()内は療育機関を併用している児の数

公立	認可	小規模認可	認可外	認定こども園	自治体独自の指定園
20ヶ所	79ヶ所	20ヶ所	75ヶ所	17ヶ所	ヶ所

【障害児保育】
 実施園数： 119ヶ所
 実施人数： 445人
 <必要な手続き>
 診断書：求めている(発達支援保育事業実施要項に定めている)
 診断書以外：特別児童扶養手当/障害者手帳(療育・精神)
 【通常保育の中の気になる子を把握する仕組み】
 公立こども園：巡回相談の際に心理士に相談する(園支援・保護者支援)
 【気になる子がいた場合に紹介できる支援・機関】

【施設支援・巡回支援】
 市町村で独自に予算を立てている(児童施設訪問支援事業、発達支援保育事業
 その他(一括交付金)
 <対象施設>
 公立保育所/認可保育園/認可外保育施設/幼稚園/認定こども園/その他
 <必要な手続き>
 施設からの希望/保護者からの希望
 <対応職種>
 施設支援：心理士2人、ST2人、OT2人、PT1人、保育士3人
 巡回相談：心理士2人、ST2人、OT2人、PT1人、巡回支援専門員3人
 公立こども園：心理士2人

【自治体の実施する取り組みや研修】
 発達障害の特性に配慮した支援の実施を促している。
 発達障害の特性や支援方法について理解を促すような研修を行っている。(特別支援教育担当教諭：特別支援養育ヘルパー研修、特別支援研修会)
 【認可外保育園の気になる子を把握する仕組み】
 ・相談があればこども発達支援センターへ案内している
 <認可外保育施設の発達障害に関する研修>
 研修の情報提供

【障害児保育から幼稚園や小学校へ繋げる取り組み】
 ・個別支援計画、指導計画(保護者同意のもと)

【保育園での気になる子を幼稚園や小学校へ繋げる取り組み】
 ・こ小連絡協議会(各学校実施)

【就園・就学】

【放課後児童クラブ】 令和2年度
 補助金交付対象児童数： 98ヶ所
 障害児受入学数： 70ヶ所
 「障害児受入推進事業」実施学童数： 60ヶ所
 「障害児受入強化推進事業」実施学童数： 10ヶ所

保健師の意見書による個別支援(訪問、電話相談等)



【障害者相談支援事業】
 ●委託相談事業所 (4ヶ所)
 Enjoy
 ひかり
 さほーとせんたーい
 すこやか

●基幹相談支援センター
 設置：なし
 【巡回支援専門員整備事業】
 実施の予定はない

【発達障害児者及び家族等支援事業】
 現在、実施している
 家族支援・ペアレントトレーニング・当事者会・居場所・余暇活動・就労支援 等

【児童支援・保護者支援・教師支援に向けた取り組み】

- ・ソーシャルスキルトレーニング (SST) :
 現在すでに実施している (委託先名: NPO法人 わくわくの会) (福祉)
- ・ペアレント・トレーニング:
 現在すでに実施している (委託先名: NPO法人 わくわくの会) (福祉)
- ・ペアレントプログラム:
 必要性を感じているが、運営面 (予算、人材等) に課題がある (福祉)
- ・ティチャーズ・トレーニング:
 現在すでに実施している (委託先名: NPO法人 わくわくの会) (福祉)
- ・ピアサポーター:
 必要性を感じているが、運営面 (予算、人材等) に課題がある (福祉)
- ・ピアサポーター (福祉のみ):
 現在すでに実施している (委託先名: NPO法人 わくわくの会)
 「ピアサポーター」の配置ではないが、委託事業の中で「ピアサポーター推進事業」として実施

【各機関の相互連携】
 発達支援に関する行政内での連携会議等

名称	那覇市発達障がい者支援連絡会議
頻度	年1回程度
参加部署等	地域保健課 (母子保健) ・ こどもみらい部各課 ・ 教育委員会各課 ・ 市民生活安全課 (消費者生活相談) ・ 商工農水課 ・ 保護管理課
検討内容	各部署に行っている、発達障がい者 (児) 支援に係る「気づき」「当事者・家族支援」「普及啓発」「人材確保」「ネットワークの構築」「権利擁護」等に関する事業の共有

【発達障害に関する窓口の周知方法】
 市町村のホームページに掲載/パンフレット等を作成

【発達障害の相談対応】

【災害時支援に関する今後の取り組みや課題】
 特になし。必要に応じて、防災担当部署と連携する。

【新型コロナウイルス感染症対策に関する発達障害児の支援】
 居場所等がなくなるように、感染対策をしながら事業の継続をしていると委託先より報告を受けていた。

【高齢期の発達障害児支援に関する取り組みや課題】
 特になし

【独自事業や取り組み】
 「発達障がい者サポート事業」として、「発達障害児者及び家族等支援事業」とは別で「相談支援事業等」として、相談支援・ティチャーズトレーニング・研修会・リーフレットの作成等を実施している (委託事業・一般財源により)。

【発達障害児者支援への取り組み状況や課題】
 「那覇市障がい者自立支援協議会」の下部組織である「子どもワーキング」において、庁内の連携も含め地域の機関等との連携ができてきていると感じる。

【幼稚園入園時に発達障害の子どもを把握する取り組み】
 <状況>
 <把握方法>

<p>【特別な支援を要する幼児】 (令和2年度)</p> <p>自閉症・情緒障害児: 人 言語障害児: 人 知的障害児: 人</p> <p>【加配支援員について】 配置: (総数: 人) 配置園数: 支援対象園児数: 人 採用基準: 配置基準:</p> <p>【加配支援員向け研修会について】 (令和2年度)</p>	<p>【就学相談 (就学支援) について】 (令和2年度)</p> <p>幼児数: 185 人 特別支援学校: 24 人 通級指導: 15 人 特別支援学級: 138 人 通常級のみ: 7 人 工夫や課題:</p> <p>診断書の提出: 求める場合がある (病弱、支援学校への就学)</p> <p>【個別の教育支援計画・指導計画について】</p> <p>【不登校の児童】</p> <p>取り組みや課題:</p>
--	---

【幼稚園で気になる子の引き継ぎについて】

【小学校入学時に発達障害の子どもを把握する取り組み】
 <状況> 一部把握している
 <把握方法> 就学時健診でスクリーニング

<p>【特別支援学級】 (令和2年度)</p> <p>自閉症・情緒障害学級: 93 言語障害学級: 1 知的障害学級: 60</p> <p>【通級指導教室学級総数】 (令和2年度)</p> <p>自閉症対象: 注意欠陥多動性障害対象: 学習障害対象: 言語障害対象: 3 情緒障害対象:</p> <p>【加配支援員等について】 (令和2年度)</p> <p>配置: あり (総数: 88 人) 配置校数: 校 支援対象児童数: 人 採用基準: なし 配置基準: あり</p> <p>【加配支援員等向け研修会について】 (令和2年度)</p> <p>あり</p>	<p>【就学相談 (就学支援) について】 (令和2年度)</p> <p>児童数: 310 人 特別支援学校: 11 人 通級指導: 9 人 特別支援学級: 249 人 通常級のみ: 46 人 工夫や課題:</p> <p>診断書の提出: 求める場合がある (病弱、支援学校への転学)</p> <p>【個別の教育支援計画・指導計画について】</p> <p>支援の必要な子は、全員作成している</p> <p>【不登校の児童】</p> <p>取り組みや課題:</p>
---	--

【小学校で気になる子の引き継ぎについて】

【中学校入学時に発達障害の子どもを把握する取り組み】
 <状況>
 <把握方法>

<p>【特別支援学級】 (令和2年度)</p> <p>自閉症・情緒障害学級: 35 言語障害学級: 0 知的障害学級: 28</p> <p>【通級指導教室学級総数】 (令和2年度)</p> <p>自閉症対象: 0 注意欠陥多動性障害対象: 0 学習障害対象: 0 言語障害対象: 0 情緒障害対象: 0</p> <p>【加配支援員等について】 (令和2年度)</p> <p>配置: (総数: 人) 配置校数: 校 支援対象児童数: 人 採用基準: 配置基準:</p> <p>【加配支援員等向け研修会について】 (令和2年度)</p>	<p>【就学相談 (就学支援) について】 (令和2年度)</p> <p>生徒数: 23 人 特別支援学校: 0 人 通級指導: 0 人 特別支援学級: 15 人 通常級のみ: 8 人 工夫や課題:</p> <p>診断書の提出: 求める場合がある (病弱等)</p> <p>【個別の教育支援計画・指導計画について】</p> <p>【不登校の児童】</p> <p>取り組みや課題:</p>
---	---

【中学校卒業後の引き継ぎについて】

- 高等学校:
- 高校以外の進路先 (就労支援も含む):

高等学校・特別支援学校・就労 等

【成人の発達障害者に対する支援】
 「発達障がい者サポート事業」として、青年期以降の支援に関しても委託している。
【発達障害者の可能性が疑われる (未診断) の方への対応】
 診断の有無にかかわらず必要とする支援に対応できる機関等を紹介している。
【就労機関に繋ぐ際の工夫点や課題】
 特になし

【自治体で行っている特別支援教育に関する研修会について】
 研修名/対象/年間回数/形態

【市町村独自で巡回支援】
 行っている
 利用する事業や制度: その他 (特別支援教育充実事業)

対応している職種 (人数): 特別支援教育指導コーディネーター (6)
 支援対象となる職種:

支援の対象者と内容: 22条の3の児童生徒の巡回指導、通級指導教室担任への指導及び助言。

必要な手続き: 学校からの希望/定期巡回

【教育研究所や青少年センター等市町村独自の機関との連携について】

【公立学校以外の通学児童の把握及び支援】
 行っていない

【特別支援教育を進めるにあたり市町村独自で取り組んでいること】

5月、園 (保育園、子ども園等) 対象と保護者対象。

【特別支援教育に関する説明会の対象者と時期、目的、内容】

【発達障害に関する高校受験の配慮事例】